第9回吹田市政策会議開催結果について

日時: 平成30年1月18日(木)17時05分~17時35分

場所:特別会議室(本庁舎高層棟4階)

政策会議構成員9名の出席

(市長、春藤副市長、池田副市長、総務部長、行政経営部長、環境部長、都市計画部長、土木部長、下水道部長)

○案 件 名	○担当及び関連する部局名
環境まちづくり基金の設置について	環境部(環境政策室)

○審議内容と結果

【案件概要】

本市は、吹田市第2次環境基本計画(改訂版)や吹田市役所エコオフィスプラン等の行政計画を策定し、持続可能な社会の構築に向けて環境先進都市の実現を目指しています。しかし、その実現に向けては、以下の状況を踏まえ、財源的裏づけを持った効果的な施策展開が必要であるため、環境まちづくり基金を設置します。

- (1)平成28年(2016年)11月にパリ協定が発効され、国際的な温暖化対策が加速
- (2)平成21年(2009年)の吹田市第2次環境基本計画策定時に設定し、現行計画に引き継がれている目標値の達成が極めて困難
- (3)平成30年度(2018年度)から環境先進都市の実現に向けた吹田市第3次環境基本計画の策定作業を開始(昨今の国内 外動向を踏まえ、吹田市第2次環境基本計画を上回る目標を設定)

このような中、平成29年(2017年)2月に策定した吹田市電力の調達に係る環境配慮方針に基づき環境部が主導し、取りまとめた環境配慮型入札による電力調達において、結果として調達価格の大幅な削減を実現しました。

このことを契機として、この効果額等を原資とする環境まちづくり基金を設置し、公共施設における率先実行を加速するととも に、第2次環境基本計画等の行政計画に基づく先進的な環境施策に積極的に取り組みます。

【所管部の考え方】

環境部としては、環境部が主導し取りまとめた環境配慮型入札による電力調達において生じた効果額を、達成が極めて困難となっている第2次環境基本計画(改訂版)等の行政計画に掲げる目標の達成のために活用すべきであるとの認識の下、効果額等の受け皿となる基金の設置が必要であると考えています。

審議事項

環境先進都市の実現に向けた環境施策を推進するため、環境配慮型入札による電力調達において生じた効果額等を原資とする環境まちづくり基金を設置することについて。

【審議結果】

- 質問・・・平成29年11月17日開催の第7回企画会議において、環境まちづくり基金を設置して環境取組を推進するという方向性が確認されたが本日の政策会議では、基金を設置するか否かについて決定するということでよいか。
- 回答・・・そうである。
- 質問・・・基金設置の必要性は何か。
- 回答・・・基金は特定の目的のために設置するものである。環境取組は長期にわたり計画的に推進するものであり、今後策定予定の第3次環境基本計画では、第2次計画を上回る目標を設定する予定である。現在、第2次計画の目標達成が困難な状態であり、基金による施策展開で施設の管理計画などを補完しながら、取組を加速させる必要があると考えている。
- 質問・・・基金が集まらず、施策展開のための資金が足りないときはどうするのか。
- 回答・・・施策の優先順位を決めて、優先度の高いものから展開していく。
- 質問・・・環境施策の実現によって、第3次環境基本計画の目標値を上げるとあるが、その施策と目標はリンクするのか。
- 回答・・・短期的に効果が出る施策もあるが、啓発活動など将来的な効果を期待する施策もあるため、全ての施策が短期的な目標の達成とリンクしているわけではない。
- 意見・・・環境まちづくりとは、温暖化対策なのか、省エネ推進なのか、環境先進都市の実現なのか、その定義を明確に示してほしい。
- 指示・・・①環境政策室として、部長権限の下に政策の立案、推進を行う役割を担っていること②環境という大きな政策を推進するには、革新的なアイデアを軌道に乗せる期間が必要であること③部局横断的な取組を環境政策室が責任を持ってリードしていく必要があること、以上の3つの必要性を踏まえて、基金設置の意義を市民に説明できるようにしておくこと。
- まとめ・・・本案件は承認された。今回の会議で出された意見を踏まえて、手続きを進めること。